

「小泉改革の進捗について」 経済政策委員会提言（2001年5月）との対比

目次

序文	本報告書を取りまとめるにあたって	1
I	提言「今こそ実行の時—日本経済の活性化を目指して」の中で、「民間として取り組むべき課題」としてあげたものを振りかえって	
	①民主導の体制へすべての企業が脱却、市場原理へ身を晒す経営者の覚悟	2
	②市場原理の徹底および経営資源の最大活用・企業価値の極大化	2
	③コーポレート・ガバナンスの機能強化	2
	④環境問題への対応の強化	3
II	提言「今こそ実行の時—日本経済の活性化を目指して」の中で、「政治・行政に対応を求めた課題」を振りかえって	
	1. 総括	
	①改革は実行段階へ	3
	②課題毎の進捗評価	3
	(1)緊急課題(3年以内で徹底処理)の項目	
	(2)構造的課題(2008年までに解決。半年以内にビジョンを明示)の項目	
	③その他、特記事項	4
	(1)「提言」には盛り込まれていないが、実行された前向き改革	
	(2)その他望まれる改善点	
	・政策に優先順位を付し、タイムテーブルに沿って履行する	
	・経済環境に応じた柔軟な政策運営	
	・政策決定・運用のプロセス、結果の明確化	
	・民営化遂行のための専門家養成	
	2. 個別提言項目評価	
	A. 政治・行政に求める緊急課題（3年以内で徹底処理）	
	① <u>不良債権処理促進のためのインフラ整備</u>	5
	○税制面の対策	
	○雇用のセーフティーネットの整備	
	② <u>株式市場の活性化及び土地の流動化と有効利用</u>	6
	○株式市場の活性化	
	○土地の流動化と有効活用	
	③ <u>IT革命の推進</u>	8

④起業・創業の支援	8
⑤規制撤廃・緩和と税制改正	9
○規制改革	
○税制改正	
B. 政治・行政の構造的課題（2008年までに解決。解決のビジョンを半年以内に明示）	
①財政再建－道筋の明示	10
②行政改革－「小さな政府」を目指して	11
○中央省庁の組織改革	
○分権による地方主権の推進	
○特殊法人の統廃合、民営化	
③郵貯・簡保をはじめ、民間でもできる官営事業の廃止	12
④公共事業の見直し	13
⑤社会保障改革	13
⑥積極的な情報開示	14
C. 民主主義の確立－一票の格差の是正	
・一票の格差是正	15
・政治の二重構造の排除	
D. 世界の中での日本－アジアとの共生	
・自由貿易協定(FTA)の締結	15
・アジア自由貿易圏の創設	

「小泉改革の進捗について」 経済政策委員会提言（2001年5月）との対比

経済同友会経済政策委員会は、昨年5月に「今こそ実行の時 - 日本経済の活性化を目指して」を公表し、21世紀入り口の総合的な経済政策をタイムテーブル付きで提言した。その後小泉内閣で2001年6月に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（「骨太の方針」）で示された日本経済再生のシナリオや7つの改革プログラムは、結果的に我々が提言した考え方・方向性と多くの部分で符合した。我々はこれを歓迎し、民としての改革の役割を果たす努力をすると同時に、改革の進捗について定期的にモニターしてきた。

まず、この1年間小泉内閣が、経済環境が激変したバブル崩壊後の歴代内閣で初めて日本国の構造改革に本格的に取り組みはじめたことを高く評価したい。改革すべき諸問題には時間のかかるものもあり、又、従来の諸経緯から多くの「抵抗」が見られることもある。従って、社会一般の目からは遅いとの批判もあることも事実だが、この1年間で全般を改革に向けて大きく方向付けたことは大きな成果であり、又、不良債権処理、特殊法人改革、IT化促進等、着手可能なものから取り組み始めている。加えて、経済のグローバル化への対応のビジョンとして日・ASEAN 包括的経済連携構想が表明されたことは我々が久しく待望していたものであり、喜ばしい。

しかしながら、総じて見ればこの1年間の小泉内閣の取り組みは飽くまでも方向性であり、具体的肉付けは正にこれからである。そして多くの項目で、表面的には構造改革路線に符合している様でも今後決められる内容次第では実効性が期待し難くなるものもあり、また守旧的考え方と妥協に向かうのではないかと危惧される項目もある。

9月11日に発生したテロの悲劇にも拘らずアメリカ経済は堅実に回復基調を見せ始めており、共通通貨ユーロのスタートを契機にEUも生産性の向上、経済の活性化が期待されている。他方アジアもこうした欧米の経済の好転を反映し回復路線に戻りつつあり、一人日本のみが未だ経済の停滞に悩み、21世紀のkeywordである世界経済の持続的成長に向けての国際的役割を果たし得ない状況にある。

ここで我々は初心に返り、官民挙げて所期の構想通りの構造改革を断行して行かねばならない。改革の主役の一人として、われわれ民間の企業経営者は市場原理に基づいて「自己責任」「自助努力」で企業の体質強化に努めるとともに社会的責任を果たしていく覚悟を新たにして、政治・行政側の適切な政策の断行を促し、よって国際的に競争力を備えた経済社会を達成していかねばならない。すなわち、デフレスパイラルに陥ること無きよう対策することと、痛み、就中雇用対策には十分かつ迅速に施策をすることを前提に、小泉改革、即ち「聖域なき構造改革」を工程表通り、或いはそれを超えて断行して行く他ない。

痛みは苦しく確かにづらい。但し、それにたじろぎ過去のように構造改革の手を緩めて主軸を対症療法的景気対策に戻せば、極く一時的には痛みは緩んでも有効期間は短く、中長期的にはわが国経済は正常な成長路線には戻り得ず、いずれより大きな慢性的激痛に至ることを危惧する。又、継続的に広く国民の理解と支持を得るためには、痛みのトンネルを抜け出た先の展望について小泉首相はあらゆるメディアを活用して国民に具体的に分かり易く語りかけた方がよい。

方向性の段階は過ぎつつあり、今後は具体策の実現である。従って、小泉改革の真価が問われるのは正にこれからである。我々はこうした思いを込めて、今般政権発足からちょうど1年の節目を迎えたこの時点で、改革の一層の推進のため「提言」との対比で各政策項目の進捗状況のフォローアップやその評価を行った。

I 提言「今こそ実行の時―日本経済の活性化を目指して」の中で、「民間として取り組むべき課題」としてあげたものを振りかえって

①民主導の体制へすべての企業が脱却、市場原理へ身を晒す経営者の覚悟

官に依存し、規制に守られている企業が日本経済の高コスト構造を作り出していることを「提言」で指摘した。経営者は、今後も自社や所属業界の置かれている状況、官との関わりを点検したうえで、「自立・自助」の基本原則に基づいた行動を取ることが求められる。

昨年、中国からのネギ等農産物 3 品目の輸入急増に対して WTO に基づく暫定的セーフガードが発動されたが、一刻も早く構造改革を進め、国際競争力のある体制に切り替えるべきである。またセーフガードの発動にあたっては、実態をしっかりと把握したうえで、他産業への波及等も考慮した対応をすることが望まれる。

また、大手銀行の債権自己査定結果は、従来内外の市場から「不良債権の小出し」と見られる等、必ずしもその信頼を十分得られていない。不良債権処理遅延の一因となっているやに見えることは反省すべき点である。

②市場原理の徹底および経営資源の最大活用・企業価値の極大化

われわれ企業経営者は、小泉政権が「民間でできることは民間に」の原則に沿って規制改革等を進めることを強く支持しており、結果として官業部門が縮小されることで広がるビジネスチャンスを活かさねばならない。(例えば、住宅金融公庫の廃止に伴う住宅金融ビジネスの拡大チャンスを民間の金融機関が活かせるかどうかは、今後 4 年間で決まる。) 産業界主導の「イノベーション戦略会議」(今年 3 月発足)で具体策を検討する等の試みはあるが、引き続き潜在的な需要を実現させるべく製品・サービス開発を怠ってはならない。

また、現在のデフレという特殊事情が解消され、金利を含め金融市場が正常に機能し始めれば、企業の二極化は更に進むことが予想される。

しかし、昨今の厳しいデフレ状況下においてもトヨタやキャノンのように最高益を更新している企業、日産自動車のように事業基盤の再構築により再生した企業、JFE グループ(NKK と川崎製鉄の統合会社)のように合併や再編で企業価値の維持・極大化を図ろうと不退転の決意で取り組んでいる企業もある。企業経営者間で学べることは多い。

③コーポレート・ガバナンスの機能強化

商法改正、法制審議会の商法改正要綱案等により、委員会等設置会社制度の導入や株主総会手続きの簡素化等、コーポレート・ガバナンスを強化するための環境整備がなされてきた。そのような環境下で、社外取締役を導入したり執行役員制を採用する企業も漸増しつつあり、又日本取締役協会の設立等、企業や経営者自らの前向きな取り組みも評価したい。企業の体制整備において、コーポレート・ガバナンスの先進国といわれる米国で一般的なシステムと日本の経営管理手法の良いところを如何に融合していくかがこれからの課題である。エンロン問題でガバナンスのあり方が問われているが、日本の当局は問題が起きた時のアメリカ政府の速やかな対応についても見習う必要がある。

他方、経営上の問題とも思われる金融機関統合の際のコンピューターシステムの混乱や、又最近の食品の偽装事件などのように倫理以前の基本的な問題が問われている企業もあり遺憾の極みである。経営者の自覚は当然のことであるが、この意味でもコーポレート・ガバナンスの強化が求められる。

④環境問題への対応の強化

地球温暖化防止への対応として、COP7（気候変動枠組条約第7回締結国会議）に基づいたCO₂排出の削減や、産業廃棄物のリサイクルといった循環型社会への取組み等、産業界が自主行動計画を策定している。

また、ISO14001（環境管理システムに関する規格）導入企業は2001年に6500社を超え、企業の環境問題への着実な取組みが窺えるのに加え、環境報告書公表企業、環境会計導入企業数も堅調な増加が見込まれている。

II 提言「今こそ実行の時—日本経済の活性化を目指して」の中で、「政治・行政に対応を求めた課題」を振りかえって

1. 総括

改革は実行段階へ

小泉内閣の政策の進展を振りかえってみると、6月の「骨太の方針」で大方針を提示、「改革工程表」（9月）・「改革先行プログラム」（10月）でタイムテーブルつきで個別具体化され、特殊法人改革や規制改革、医療制度改革等では閣議決定や担当省庁の施策に進んだ。12月には改革の理念・考え方を踏まえて「平成14年度予算案」が纏められ、「構造改革と経済財政の中期展望」（1月）で向こう5年間の経済運営シナリオが示された。

1月に出された「改革工程表の進捗状況」（経済財政諮問会議資料）では、「改革工程表」で「2001年度中に措置」とされたもの450のうち7割が実施に移されつつある（竹中経済財政担当大臣説明）。今国会で法制面の措置を待つものや省庁レベルで詳細を詰める課題も多いが、「工程表」に入ることで各省庁の前向きな取組みが促されつつある。

課題毎の進捗評価

「骨太の方針」をはじめとする一連の改革プログラムでは、「2～3年の日本経済の集中調整期間」の後に「構造改革の効果の加速的実現、民需中心の着実な成長の達成」が想定されている。よって、現時点ではっきりした成果が見えない（見えにくい）ことを理由に改革の実効性を否定的に断定すべきではない。「提言」においても、例えば不良債権問題についてはその処理の条件整備を緊急課題としつつも、「3年以内での処理」を求めている。

よって1年で政策の進捗評価をすることには限界があるが、具体的に取られた施策や検討された法案（一部は国会で成立済み）等を材料に個々の課題の進捗を振りかえった。

(1)緊急課題（3年以内で徹底処理）の項目

実現した施策（法制面の措置を含む）とその成果を斟酌すると、「IT革命の推進」

「規制撤廃・緩和」が「3年以内での処理に向けて」進んでいると考える。「不良債権のインフラ整備」、「雇用のセーフティーネット」は政府として危機意識を持って対応しているとは思いますが、その内容は不十分である。「証券市場の活性化」、「不動産市場の活性化」では、この1年議論の場が多々持たれたもののその具体的施策で見るべきものは少なく、「大いに遅れている」と判断せざるを得ない。「税制改革」でも過去1年の具体的施策は決して満足できるものではないが、2月以降小泉首相のリーダーシップのもと経済財政諮問会議を中心に抜本的見直しが始まり、我々は大きな期待を持ってその進展を見守りたい。

(2)構造的問題（2008年までに解決。半年以内にビジョンを明示）の項目

「ビジョンの明示」の基準で、相対的に進んでいると評価できるのは「特殊法人改革」と考える。「財政改革」や「公共事業改革」については2002年度予算案作成過程で様々な試みがあり、「構造改革と中期経済財政展望」でその将来像にふれているが、「ビジョン明示」には至っていない。

「郵貯、簡保の見直し」「郵便事業の民営化」では、その方向性が見えてきたことは評価するも、その民営化に至る道筋明示が無く、「政府系金融機関の整理」では民間金融機関の補完という視点での検討が先延ばしとなった。「地方自立・活性化」関連では政府の支援策を受けて全国的な市町村合併という動きがあったが、税源移譲の検討は今後の税制全般見直し次第である。他方、「社会保障改革」では負担見直しによる医療費抑制が合意されたに過ぎない。これらの課題に対する「ビジョンの明示」はこれからの課題である。

また、「中央省庁のスリム化・合理化」では省庁再編直後という特殊要因はあったが、その先のビジョンはほとんど議論が進んでいない。

その他、特記事項

(1)「提言」には盛り込まれていないが、実行された前向き改革

小泉内閣の政治スタイルの特徴として「官邸主導」がある。特に「経済財政諮問会議」は、「骨太の方針」から「平成14年度予算案」に至る一連のプログラム立案・遂行において内閣の意向を反映させることに寄与した。引き続き特定の省庁に依存せず総合的・全体的見地から独立した政策決定がなされるよう首相及び内閣の適切な対応が求められる。関連省庁が多岐に渡る「行政改革推進本部」「産業構造改革・雇用対策本部」「都市再生本部」「総合規制改革会議」等についても同様である。

また、9月11日のアメリカ同時テロ事件をきっかけに安全保障関連の法整備がなされ、有事法制の今国会での審議が予定されている。その是非に関しては更に詰めるべき点が多いものの、政府主導の政策提案の姿勢は高く評価したい。

(2)その他望まれる改善点

・政策に優先順位を付し、タイムテーブルに沿って履行する

我々は問題の重要度とその性格に応じてタイムテーブルを付して提起したが、重点課題が期中にめまぐるしく変わったため、その優先順位が見えにくくなったことが残念である。「不良債権処理の抜本的解決」は2001年4月の「緊急経済対策」を受けて「骨太の方針」においても「経済再生の第一歩」とされたが、その後の進展を見る限り対策が計画的に取られてきたとはいえない。「兵力の逐次投入」となっている印象がある。

・経済環境に応じた柔軟な政策運営

政府は12月に「緊急対応プログラム」を決定し「第2次補正予算」(事業規模4.1兆円)を成立させたが、デフレ対策としては不十分なものであったため、急遽2月に「不良再建処理促進」や「金融システム安定化」等の従来の個別対策を統合・強化した政策パッケージが打ち出された。小泉内閣の構造改革は不良債権処理と緊縮財政という短期的にはデフレ効果も伴う政策が柱となっていることをふまえ、構造改革と同時に経済活性化に資する税制の見直し等、実体経済がデフレスパイラルに陥ることの無いよう機動的な経済運営が求められる。

・「市場原理」の貫徹

小泉内閣は「民間でできることは民間で」のスローガンのもと規制改革や特殊法人改革を進めているが、金融、証券、資本等の市場で自由な新規参入や非効率者の退出が促され、あるいは確保されるようなインフラ整備を行うことを鮮明にし、その上で同方針に対する各施策の位置づけを行なっていくよう心がけて欲しい。

・政策決定・運用のプロセス、結果の明確化

先に記したように、小泉内閣は「改革工程表」によって政策取組み状況の管理を行い、予算編成では内閣主導でメリハリをつける試みを行った（但し、ここ数十年に亘って省庁間や事業間のシェアはほとんど変動が無く、抜本的な見直しとはなっていない）。特殊法人の行政コストの情報開示等も積極的に行った。

しかしながら、特殊法人改革や医療制度改革に見られた通り、未だに与党や省庁の利害が障害となって決定が歪められたり先延ばしされたりするケースが見られる。

今後、更に透明性を高めながら、マクロ的な視点で行政を見直して欲しい。

・民営化遂行のための専門家養成

小泉内閣の「民間でできることは民間で」の原則に従って特殊法人の民営化等を進めるにあたっては、法制面の整備、資産評価、雇用調整のための労使交渉、株式売却等のノウハウが必要であり、その専門家の不足が危惧される。NTT や JR の民営化の経験や海外の事例を参考に、民間の協力も得て国・地方それぞれのレベルで人材の確保を図るべきである。

2. 個別提言項目評価

* 提言の項目建てに沿って「提言で主張したもの」「実施したもの」「補足説明、評価」を記す。なお、「実施したもの」で太字としたものは提言の主張事項に対応するもの。

A. 政治・行政に求める緊急課題（3年以内で徹底処理）

①不良債権処理促進のためのインフラ整備

税制面の対策

《提言で主張したもの》

- ・不良債権処理による損失につき、無税償却の基準の明確化と手続きの簡素化
- ・不良債権処理による損失につき、米国並みに20年以上の繰り延べを認める

《実施したもの、実施しつつあるもの》

- ・「私的整理ガイドライン」に沿った債権放棄は原則非課税との見解（国税庁）
- ・金融庁による「特別検査」開始。2002年4月に結果公表。
- ・2002年度予算で、金融庁検査局44人増。
- ・改正金融再生法施行（RCCによる不良債権の時価買い取り・入札）

税制面では「私的整理ガイドライン」に基づく債権放棄に対しては原則非課税とされ、無税償却の基準はある程度明確となった。しかしながら、「ガイドライン」自体の条件が厳しいため実際の利用頻度は低い。欠損金の繰り戻し還付と繰越控除期間の延長を求める。

10月より行われた金融庁による主要銀行の「特別検査」は、各銀行の個別企業向

け債権評価の基準を同一にする等、従来に比べてより緻密なやり方で不良債権の実態を明らかにし、かつ存続不可能な企業の整理を促す効果を持ったが、その成果は未だ不十分である。当局の指導・監督の実効性について市場の見る目は厳しく、金融危機再発の懸念を払拭するものとは言えない。

整理回収機構（RCC）が「時価」で不良債権を買取る体制としたことは評価できる。「2004年度には正常化」という目標達成が日本経済再生の大前提とされており、集中的にRCCの利用が進むようにあらゆる柔軟な措置が講じられるべきである。また、RCCが2次口スを出さないという縛りは非現実的である。

不良債権処理は貸し手の金融機関が借り手企業にリストラや市場退場を迫る形で今まで行われてきたが、金融機関の不良債権は企業の不良債務であり、本質的には企業経営そのものの問題である。市場原理を経営に働かせるためにも、市場からの直接の資金調達が行いやすくなるように資本市場を改革し、同時に企業が市場から正当に評価されるようにする必要がある。

雇用のセーフティーネットの整備

《提言で主張したもの》

- ・雇用保険の失業給付および対象期間における施策。
- ・労働の流動化促進のため、職業訓練のインフラ整備
- ・新しい雇用創出のため、医療／介護の分野に於ける規制緩和、IT競争政策の強化

《実施したもの、実施しつつあるもの》

- ・2001年度第1次補正予算で5500億円の雇用対策。公的雇用等で90万人対象。
- ・「雇用対策臨時特例法」（人材派遣期間延長、職業訓練期間中の失業給付延長、他）
- ・1次補正予算で中高年離職者に対する民間機関、大学等活用の職業能力開発推進
- ・総合規制改革会議答申（派遣対象業務・期間の規制撤廃、有期契約の期間延長等）
- ・ハローワークの平日夜間、土日開庁。ハローワークインターネット全国版開始。
- ・2001年度第2次補正予算。事業規模4.1兆円で11万人雇用。
- ・政労使、ワークシェアリング導入5原則合意。「多様就業型」と「緊急対応型」を想定。

「雇用対策臨時特例法」により職業訓練延長給付が拡充され（対象15万人）、また2001年度1次補正予算で「新公共サービス」雇用に3千億円（対象90万人）の予算措置があった。また、中高年ホワイトカラー離職者向け等の職業能力開発を拡充し、人材派遣・人材紹介・有期雇用契約・裁量労働制等の各分野の規制を順次緩和している。ここでは、雇用対策の担い手として政府機関のみならず民間ソースも総動員されているが、関連産業の活性化にも寄与する。今後も関連法の改正等で規制緩和を押し進め、雇用のミスマッチ解消を推進して欲しい。

なお、一連の規制緩和の中で金融やITでの営業職の人材派遣期間を延長等の措置が出ているが、その延長で今後成長が期待されるサービス分野の規制改革等の「雇用創出型の構造改革」を進めることも不可欠である。

②株式市場の活性化及び土地の流動化と有効利用

株式市場の活性化

《提言で主張したもの》

- ・金庫株の解禁、自社株消却の促進

- ・個人の株式譲渡益／配当の非課税化、譲渡損失の翌年以降への繰越制度の創設等
- ・公取委、証券取引等監視委員会などの監視機能、権限の強化

《実施したもの、実施しつつあるもの》

- ・**商法改正（金庫株の解禁）**
- ・**「証券税制改正法」（申告分離課税への統一、株式譲渡損失の3年間繰越控除、他）**
- ・**証券取引等監視委員会、2002年度より60名増員で182名体制。**

昨年8月の金融庁の「証券市場の構造改革プログラム」に従い、少額の株式売却益の非課税化、商法改正による金庫株・単元株制度の導入、証券税制改正による株式譲渡損の3年間繰越控除・緊急投資優遇措置等の対策が取られた。しかしながら、投信の優遇税制措置・配当の二重課税廃止は見送られている。

また、今般緊急措置として打ち出された空売り規制は、米国の規制に一步近づく内容であり、同時に実施された証券会社への総点検とあいまって年度末に向かっての株価水準下落を防ぐ効果をもたらした。なお、証券会社への総点検については政府の恣意的なタイミングでなされていると市場が判断した場合、長期的には市場参加者の離散を引き起こしかねない事態の発生も予想されるので、可能な限り客観的で透明度の高いものにしていくことが必要である。

銀行株式取得機構は、緊急避難措置として設置されたものの、銀行は売却代金の8%の拠出金を都度納める等の制約があり有効に機能するスキームにはなっていない。総じて、効果が限定的となっていることは否めない。間接金融から直接金融への移行を促すには、更に踏み込んだ税制の改正が求められる。

なお、提言で求めた通り証券取引等監視委員会等による監視機能の強化が必要と考えるが、監視機能強化自体が自己目的化して徒に細部にまで規制が及ぶようなことがあってはならない。監視機能の目的はあくまでも自由な競争による市場の活性化に置かれるべきである。

土地の流動化と有効活用

《提言で主張したもの》

- ・不動産取得税、登録免許税を一定期間ゼロ。不動産税制の簡素化
- ・都市づくりのグランドデザインに合致する建築計画に対するインセンティブ

《実施したもの、実施しつつあるもの》

- ・**都市再生本部による第1・2・3次プロジェクト**
- ・**「都市再生特別措置法」成立。10年の時限立法で、「緊急整備地区」で民間主導の都市計画、国の無利子融資等。**

地域防災拠点整備・国際交流／物流機能強化など11分野の都市再生プロジェクト（1～3次）が固まり、民間主導の都市開発促進もうたわれた。「都市再生緊急特別措置法」に基づき「緊急都市再開発地域」に指定されれば、民間企業での開発に対し審査期間の短縮等の特別措置がある。

しかしながら、不良債権に関連して不動産担保処理が遅々として進んでいない。最近の銀行等債権買取機構の不動産取得に伴う「時価」「簿価」論争に見られる通り、道遠しという感は否めない。

③IT 革命の推進

《提言で主張したもの》

(重点政策分野につき、タイムスケジュールを示して実行)

- ・超高速ネットワークのインフラ整備、競争政策 (NTT による競争阻害の排除)
- ・電子商取引インフラ整備、ルール作り
- ・電子政府実現

《実施したもの、実施しつつあるもの》

- ・IT 戦略本部、e-Japan2002 プログラム策定。
- ・「全国ブロードバンド構想」(2003 年度までに全申請・届出の 95% ネット化)
- ・2002 年度予算で電子政府推進 72 億円。「電子政府関連 3 法案」、通常国会。
- ・港湾でのワン・ストップ・クリアランス

政府は、5 年以内に世界最先端の IT 国家を実現することを目標に「e-Japan 重点計画」及び「e-Japan2002 プログラム」を推進している。また、今国会中に IT 関連分野で 14 の法案が出される予定である。高速ネットワークについては、急速に ADSL の低価格化と普及が進んでいる。他方、超高速ネットワークのインフラ整備、ネットワークの安全性・信頼性の確保、放送と通信の融合時代の公正競争政策、ブロードバンド時代のコンテンツ流通促進、電子政府を含めた IPv6 化の推進、アジアを中心とした国際戦略など課題も多く、IT 戦略本部の主導的役割と省庁間の更なる連携に期待する。

④起業・創業の支援

《提言で主張したもの》

(インセンティブとしての対策)

- ・参入障壁の撤廃、ストックオプション制度の拡充
- ・創業コスト軽減のための登録免許税減免、エンジェル税制見直し等
- ・創造性を育み、起業を促すような教育制度への改革

(科学技術のイノベーション)

- ・産官学の連携の強化
- ・バイオ関連の起業への上記の支援策

《実施したもの、実施しつつあるもの》

- ・「改正商法」(ストックオプション制限撤廃等)
- ・文科省、「大学の構造改革の方針」策定。トップ 30 構想。
- ・「改正新事業創出促進法」施行 (信用保証協会の保証限度額引き上げ)
- ・創業者宛て無担保・無保証の融資制度開始
- ・産官学連携サミットの開催 (東京 11 月 19 日、300 人参加)
- ・2002 年度予算で科学技術振興 前年比 5.8% 増

大学発ベンチャー (2001 年 8 月時点で 251 社、筑波大・文科省調査) では、経産省は 3 年間で 1000 社とする目標を掲げ研究開発支援等を拡充した。また、産官学連携サミットが東京とその他各地で開催されたことは大きな前進であり、大学・研究機関の研究成果と企業のプロダクト (イノベーション) を結びつけていく仕組みの構築が必要である。

公共投資の重点7分野の一つとして「科学技術振興」は2002年度予算で前年度比14.7%増加されている。総合科学技術会議も発足して1年経ち、現在進められているバイオ関連におけるミレニアムプロジェクト等に加え、次世代半導体技術、ナノテクノロジーを応用した新材料等の大型研究開発推進が2003年度予算に反映される見込みである。産業創出で実効性のあるものとするには、一元的な国家技術戦略を構築・強化したうえで、プロジェクト毎に期待される成果に見合う予算配分が重点的・効果的に行われるシステムへ転換し、定着させるべきである。これら国家プロジェクトに対しては、民間企業も積極的に協力してその成果を早期に実現するよう努めるべきである。

⑤規制撤廃・緩和と税制改正

規制改革

《提言で主張したもの》

- ・ポータビリティのある企業年金の導入等
- ・外国人の雇用機会の拡大策および環境整備（在留資格制度緩和等）
- ・物流コスト引き下げのための参入規制撤廃等

《実施したもの、実施しつつあるもの》

- ・確定拠出年金法、2001年10月施行。
- ・総合規制改革会議第1次答申に基づく閣議決定。重点6分野+9分野
- ・規制改革推進3ヵ年計画（01-03年度）改定案を閣議決定。
- ・電力小売自由化方針を決定。一般家庭向けは2007年度を目途。

経済分野の規制撤廃に留まらず、国民生活に密着した社会分野、即ち、医療、福祉・保育、人材・労働、教育、環境、都市再生（重点6分野）につき、12月に内閣府総合規制改革会議の第1次答申に基づいた閣議決定がされた。また、「提言」にて触れた規制撤廃による高コスト構造の是正は今後の課題だが、規制改革推進3ヵ年計画に基づき順次規制緩和が実行に移されてきていることは評価できる。財政、金融面での政策余地が限られており、規制改革が構造改革推進において果たす役割は大きい。

税制改正

《提言で主張したもの》

- ・連結納税の2002年度実施
- ・総合課税制と納税者番号制の早期導入

《実施したもの、実施しつつあるもの》

- ・連結納税制度を2002年4月1日導入（連結付加税2%を2年間賦課）通常国会。
- ・経済財政諮問会議、「税制改正の検討課題」。主眼：経済活性化、活力ある経済。
- ・政府税制調査会、「論点整理」。主眼：財政再建、税の空洞化是正。

2002年度の税制改革大綱では連結納税制度の導入が決まったが、時限措置とは言え付加税を課するという中途半端な制度となっている。企業の経営環境の変化への対応、国際競争力の向上という観点が忘れ去られている。

一方、「提言」ではカバーできなかったが、小泉首相主導で新年度の最重要政策課

題の一つが「税制の抜本的見直し」となり、既に始動していることを評価する。この機会に、総合課税制、納税者番号制も含めて新しい時代そして経済の市場化・国際化、社会主義的システムから個人責任への移行等の環境変化に即応した税制に改革されることを期待したい。また、経済財政諮問会議での現在の議論を活かして、国民の将来不安を解消し個人消費の回復に繋げていくためにも、社会保障制度改革の推進と一体で改革の道筋を判りやすく明示するべきである。

なお、経済財政諮問会議、政府税調、自民税調 3 者間の見解・立場の違いが顕在化し、その役割分担が不明確な感がある。小泉首相の強いリーダーシップのもとで、改革にむけての基本方針に関しては、基軸となる経済財政諮問会議が主体的に動ける仕組みを明示することが望ましい。税制見直しにおける政府税調の役割は重要だが、歳出や社会保障との関係等も考慮した大きな枠組み構築で経済財政諮問会議の視点は欠かせず、また「活力」「経済活性化」も妥当な問題意識だと考える。

B. 政治・行政の構造的課題（2008 年までに解決。解決のビジョンを半年以内に明示）

①財政再建 — 道筋の明示

《提言で主張したもの》

- ・プライマリーバランス早期均衡を前提に、国と地方の債務残高を適正水準に削減
- ・歳入面では、直間比率の見直しを踏まえた税制改正
- ・歳出面では、公共事業の削減等
- ・国有財産売却のいっそうの促進も検討
- ・民間の基準に則った財務諸表の作成と開示

《実施したもの、実施しつつあるもの》

- ・2002 年度政府予算で一般歳出を 4 年ぶり減額（前年比 2.3%）、国債発行 30 兆円に抑制。
- ・2002 年度財政投融资計画も 17.7%減額（内、特殊法人向け 22.6%減額）
- ・「中期経済財政展望」で財政支出の対 GDP キャップ制を導入。プライマリーバランスは 2010 年代初頭に黒字化。

「構造改革と経済財政の中期展望」においては、官民の役割の見直し、国・地方の歳出の抑制（含む、公共投資の重点化・効率化）を進めて 2006 年までの対象期間で政府の大きさ（一般政府の支出規模の対 GDP 比）は現在の水準を超えないことを目指すとされている。しかしながら、「2010 年代初頭のプライマリーバランス黒字化」については「財政収支の改善が実現し、また民間需要主導の着実な経済成長が継続する」という大前提があり、道筋を明示したとは言えない。国立社会保障・人口問題研究所が最近見直した予測では、人口のピークは 1 2 年早まり 2006 年となるとされていることも要注意である。

目先 2002 年度予算では新規国債の発行を 30 兆円とし、この枠順守を旗印に予算策定を進めたことから一般歳出は 4 年ぶりに前年比削減となり（2.3%減）、公共投資や ODA の前年度予算比 10%強の削減や特殊法人向けの財政支出 1 兆円の削減を達成した。省益や族議員の既存権益を「聖域」なく見直すことにつながれば、その政治的意味合いも大きい。

②行政改革 — 「小さな政府」を目指して

中央省庁の組織改革

《提言で主張したもの》

- ・新組織のスリム化の促進。サービス向上、合理化効果を開示
- ・公務員制度改革（雇用のセーフティーネット、要員スリム化、民間との人事交流）

《実施したもの、実施しつつあるもの》

- ・「**公務員制度改革大綱**」（能力・業績評価制度等。労働基本権制約継続。）通常国会。

昨年 1 月からの中央省庁再編後、首相を直接サポートする内閣府が経済・財政等の分野で一定の主導的役割を果たしていることは評価される。しかし一方で、狂牛病に関する農林水産省の対応、外務省の度重なる不祥事など、省庁再編後も温存されている組織体質に起因していると思われる事件も後を絶たない。我々が提言の中で求めた中央省庁の再編成は議論すら行われていない。電子政府も、単なる電子化やオンライン化ではなく、e-Japan 重点計画が目指す「国民の利便性の向上、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上」という目的に沿って推進する必要がある。

分権による地方主権の推進

《提言で主張したもの》

- ・税財源の地方への移譲
- ・地方交付税交付金の廃止

《実施したもの、実施しつつあるもの》

- ・「市町村合併支援プラン」策定
- ・**2002 年度より交付税の段階補正の見直し。3 年間かけて割増額を減らす方針。**
- ・**2002 年度より公共事業の「事業費補正」対象絞込み。**
- ・2002 年度の地域再生・産業集積計画（産業クラスター計画）の拡大

交付税の段階補正の見直しが 2002 年度から行われ自治体毎の行財政の効率運営が求められることから、全体の 6 割強の 2 千を超える市町村が合併を検討している。政府の市町村合併特例法を中心とする施策が効果を発揮している。

しかし、税源の地方への移譲の検討は手付かずであり、地方交付税特別会計の民間借入れ継続・地方債増発で地方の長期債務残高は 2002 年度末見込みで 195 兆円（前年比 5 兆円増）となった。経済財政諮問会議で道筋を提示し、地方分権改革推進会議等での実質的議論に結びつけて欲しい。

特殊法人の統廃合、民営化

《提言で主張したもの》

- ・特殊法人の徹底的改革
- ・行政コスト等の会計制度の見直し、情報開示

《実施したもの、実施しつつあるもの》

- ・**道路 4 公団等 7 特殊法人の廃止・民営化決定。**
その他特殊法人 148 につき、廃止 14 / 民営化 41 / 独立行政法人化 38。通常国会。
- ・**2002 年度予算で特殊法人向け歳出は前年比 1.1 兆円削減**

・78 特殊・認可法人の民間並み査定公表

- ・行政委託型公益法人 594 法人の改革実施計画決定。補助金の廃止、縮小。

政府系金融機関 9 法人を除く 152 の特殊法人については、廃止 17 / 民営化 45 / 独立法人化 38 の閣議決定がされたが、今後それぞれの法人の設置法改正に舞台は移る。本来の目的である「行政の効率化（民間でできることは民間へ委託）」に鑑み「看板の架け替え」に終らせてはならない。その観点から、既に廃止が決まっている石油公団の関連法案の扱いについては、特殊法人改革の試金石として小泉改革の基本線通り取り進められるべきである。

また、道路 4 公団の廃止・民営化はこれから設置される「道路関係四公団民営化推進委員会」で検討されるが、その委員構成につき懸念も指摘されており、具体的な改革スケジュールの明示・実行が行われるように監視・フォローアップを継続することが欠かせない。特に、道路 4 公団の後継組織については、従来の利権を排除し、民間の会計基準に基づき透明な経営が行われるよう内閣は充分配慮して欲しい。

財政面では、2002 年度の特殊法人向け歳出が 1.1 兆円削減されたことは評価できるが、更なる補助金・出資金削減の検討を政府に求めたい。

新たに 38 設立されることとなった「独立行政法人」については、過去 1 年の実績では実質「看板の架け替え」により官僚のポストを確保している事例が目立つ。改革が実質骨抜きとされること無き様監視を要する。

結局、特殊法人改革を抜本的に進めるには、「天下り」のポストを期待する官僚の抵抗が障害となっている。その観点からの公務員制度改革も欠かせない。

③郵貯・簡保をはじめ、民間でもできる官営事業の廃止

《提言で主張したもの》

- ・郵貯 / 簡保、政府系金融機関の廃止
- ・郵貯に対する財政補助、税制優遇等は直ちに廃止
- ・ATM 等の必要なユニバーサルサービスは民営化検討
- ・郵便事業は民営化

《実施したもの、実施しつつあるもの》

- ・住宅金融公庫 5 年以内の廃止決定。その他政府系金融機関（8 法人）は経済財政諮問会議で継続審議。
- ・「日本郵政公社法案」「信書便法案」閣議決定、通常国会提出。総務相許可を条件に郵便事業へ民間企業は参入可。信書の定義は総務省が指針を作成予定。

昨年 12 月の総務省の「郵政事業の公社化に関する研究会」の中間報告書によると、郵便事業は「条件付全面開放」、郵貯・簡保の仕組みは郵政公社にほぼそのまま引き継がれることとされている。郵便事業の民間化は是非実現されなければならないが、先に政府より国会に提出された法案における条件はかなりハードルが高く厳しすぎ、民間の参入を実質排除する感がある。これでは健全な競争が導入されるとは言えず、更に議論を尽くし現実的なものに改めるべきである。また、公社化後には言及されておらず、郵貯・簡保の廃止もしくは段階的縮小については、全く議論が進んでいない。一方で、首相主導の「郵政三事業の在り方について考える懇談会」でも検討が進められており、本年夏頃には結論を出すことが予定されているが、国民の厳しい監視により本取り組みの進展をチェックしていくことが必要である。

また、「提言」では具体的に挙げなかったが、他にも民間でできる官営事業は多々あり、市場原理の導入により「官の独占」を廃止していくことが求められる。例えば、道路公団のファミリー企業が受注するケースが多いと問題視されているサービスエリアへの出店等は、民間との公正な競争により事業者が決められるべきである。

住宅金融公庫の融資業務の段階的縮小、5年以内の廃止方針は確認されたものの、政府系金融機関8法人の見直しは先送りされている。金融危機や民間金融機関の機能不全が指摘される中、政府系金融機関の役割見直し機運が強まっているが、「民間補完」というレゾンデートルの原点に戻り市場での過度のプレゼンスを維持させるべきではない。

④公共事業の見直し

《提言で主張したもの》

- ・公共土木事業費の大幅削減
- ・従来の省庁のシェアに囚われず、情報・科学技術・高齢化社会対応・環境・都市再生等への重点配分
- ・事業評価の履行、整備計画を根拠とした消的事業の取りやめ
- ・特定財源の見直しをタイムスケジュールを示して実施

《実施したもの、実施しつつあるもの》

- ・2002年度政府予算で、公共事業費を前年度比10.7%減額。重点7分野2.7兆円。
- ・自動車重量税(2002年度予算で6720億円)の2247億円一般財源化。
- ・道路4公団の廃止・民営化に関連して、国費5000億円の投入取り止め。
- ・国交省、2003年度からの第8次空港整備計画で地方空港の新規事業を凍結。

2002年度予算案では、公共事業費全体では前年比10.7%の削減となったが、重点7分野では1.9%の削減に抑えており、経済財政諮問会議によるメリハリをつけた査定的一端が窺える。従来型公共事業で6兆円削減し、重点7分野へ2兆7千億円配分する試みもあった。しかし、一般公共事業における事業別シェアは10年前とほとんど変わっていない。また、象徴的な一例として、関西空港の第2期工事のような「無駄としか思えない」との批判の多い事業も継続されている。

自動車重量税の一部につき一般財源化することが決定したが、道路特定財源全体の8%に過ぎない。硬直的予算配分の一因となっている揮発油税等他の特定財源の一般財源化を進めて欲しい。高速道路整備に関しては、道路事業への5千億円の国費投入が取りやめとなったが、その事業費の償還基準は依然不明である。2002年度には公共事業の8長期計画が見直しとなるが、その1つである道路整備事業の検討の方向性が注目される。

⑤社会保障改革

《提言で主張したもの》

- ・将来の給付と負担のあり方を具体的に明示
- ・規制改革により民間委託を進め、サービス効率化を推進
- ・厚生年金では基礎年金部分は税による賦課方式へ、報酬比例部分は自己責任の積み立て方式へ移行。
- ・医療では基本的医療を超える個別的・付加的サービスは民間の保険。公的保険の財源は保険料

《実施したもの、実施しつつあるもの》

- ・総合規制改革会議答申。
- ・2002年度医療制度改革（高齢者75歳以上、保険料ベースを総報酬制、診療報酬見直し）、「サラリーマンの本人負担3割」で「三方一両損」。通常国会
- ・2002年度よりレセプト審査・支払いの健保への開放
- ・2004年度年金改革に関し、「女性と年金検討会」報告（「共働き」標準、パートへ適用・第3号被保険者）

PFIを活用してのケアハウス・保育所の整備、確定拠出年金（日本版401K）法の施行、サラリーマンの3割負担、診療報酬（薬・医療材料含む）の2.7%下げなど進展している面はある。しかし、医療保険・年金・介護については、急速に進む少子高齢化による負担と給付の不均衡、若年層の国民年金不払い、高齢者医療費の急増、年金運用利回りの悪化等を背景に、国民の将来不安の払拭には至っていない。国民に明るい希望を与えるべく、税制改革と一体となった社会保障改革への早期取り組みが望まれる。

国会で審議中の医療制度改革法案付則には、保険の統合・再編や新しい高齢者医療制度の創設、診療報酬見直しそれぞれの基本方針を2002年度中に策定することが盛り込まれており、政府・与党の責任ある取組みを求めたい。

また、制度上「物価スライド」となっている年金の給付水準はデフレ下では切り下げられる決まりだが、2002年度の改定でも見送られた（この特例の実施は3年連続。消費者物価はこの間に計1.7%下落した）。年金財政という根底の問題に国民の意識を向けさせる1つの契機を逃したことになり残念である。

⑥積極的な情報開示

《提言で主張したもの》

- ・情報公開対象を特殊法人へ拡大

《実施したもの、実施しつつあるもの》

- ・行革事務局、78特殊・認可法人につき民間並み会計基準で国民負担試算5.5兆円。
- ・独立法人や特殊法人など145法人対象の「情報公開法」成立。
- ・タウンミーティング、6月より11月までに全都道府県で48回開催。
- ・2001年4月1日の情報公開法施行から1年間の省庁全体への情報開示申請（4万5千件強）に対する開示率88.7%（総務省発表）。官房機密費を持つ内閣官房47%、外務省57%が低い。

特殊法人の民間並み査定が明らかになり、また情報公開法も成立する等、小泉内閣になって情報の開示は飛躍的に高まった。ただ、資産の査定等ではまだ不備が見られる。

小泉内閣によるメールマガジンやタウンミーティングは国民との対話を促進する新しい試みとして評価できるが、首相自らが直接国民に語りかける機会を増やして欲しい。例えば、政府による「改革の自己評価」である「改革工程表の進捗状況」は各省庁の報告をつなぎ合わせたもので、これをもって一般の国民に理解を求めるのは難しい。改革プログラムはほぼ出揃いつつあるものの、先に述べたように一連の改革の成果が明確に現れるのは2-3年先の想定であり、暫しの国民の辛抱と協力

が求められている。首相が先頭に立って、テレビ、新聞等のあらゆるメディアを活用して「簡便かつ平易に」政府の取組みを国民に説明する機会を積み重ねていけば、国民の協力も得やすくなり、改革に弾みをつけることが期待できると考える。

C. 民主主義の確立 — 一票の格差の是正

《提言で主張したもの》

- ・一票の格差是正
- ・政治の二重構造の排除

《実施したもの、実施しつつあるもの》

- ・衆院区画定審議会、小選挙区の見直し案を首相に勧告。
- ・自民党国家戦略本部、「政治システム基本方針」を首相に提言。

昨年12月に、衆院選挙区画定審議会より衆院小選挙区の区割り見直し案が小泉首相に勧告された。勧告によれば一票の格差は最大2.57倍から2.06倍へ、2倍超選挙区数は95から9に減少する。「一票の格差是正」に向けての第一歩として、勧告を速やかに法案化し、今国会中の公職選挙法の改正が望まれる。然しながら1：2という格差は本来公正且つ公平に平等であるべき国民の参政権としては余りにも過大であり、原則は1：1との理念を持って更なる改善が望まれる。

小泉首相は、国債発行30兆円枠厳守や道路公団民営化、医療制度改革に象徴的に現れているように、首相のリーダーシップを発揮し、内閣主導の政策形成を行う姿勢を見せており、その政治スタイルを評価する。二重構造を廃し内閣主導の政治システムを構築し定着させるための更なる政治改革が強く求められる。

D. 世界の中での日本 — アジアとの共生

《提言で主張したもの》

- ・自由貿易協定 (FTA) の締結
- ・アジア自由貿易圏の創設

《実施したもの、実施しつつあるもの》

- ・シンガポールとの FTA 締結。
- ・ASEAN との包括的な経済連携構想
- ・韓国と FTA 締結に向けた産学官の共同研究会発足で合意。
- ・タイと FTA を含む経済連携協定締結を目指し検討開始に合意。

今年 1 月に小泉首相が東南アジア諸国を訪問した際に、シンガポールとの間で初の自由貿易協定 (FTA) に署名したこと、日・ASEAN 包括的経済連携構想を提案したことは、マルチ/リージョナル/バイの重層的な通商政策推進の一步として評価したい。

日本が今後も自由貿易体制の中でハブ&スポークのハブの地位を占めることができるよう、WTO 交渉を積極的にリードすると共に、農業等のセンシティブ・セクター

の問題を克服して、積極的な個別 FTA の締結とアジア自由貿易圏（ASEAN+3+豪・NZ）の実現を進めてもらいたい。新たな FTA については、3 月に韓国と協約締結に向けて産学官の共同研究会を発足することが合意されたことは大きな前進であるが、目標時期が設けられていないことは遺憾である。メキシコとの FTA 交渉とあわせて加速すべきである。

また、政府開発援助（ODA）は重要な経済外交のツールとなり得るが、わが国の通商政策や他国から求められる役割・立場を踏まえて、個別 ODA の効果をよく検証しながら効率的な運用をする体制を確立していくことが求められる。

以上